

身体的拘束等適正化に関する指針

社会福祉法人さわらび会

1. 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体的拘束を行う場合には、以上の三つの要件を全て満たすことが必要です。

2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体的拘束適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行います。本指針は、各法人・施設における医療環境、職員体制等をふまえた指針作成の参考としてお示しするものです。

また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ② 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③ 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で

個々に応じた丁寧な対応をします。

④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。

万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体的拘束適正化検討委員会において検討をします。

⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努めます。

3. 身体拘束廃止に向けた体制

（1）身体的拘束適正化検討委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束廃止委員会を設置します。

ただし、事故防止委員会及び感染対策委員会との一体的な運用も可能とします。

① 設置目的

施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き

身体拘束を実施した場合の解除の検討

身体拘束廃止に関する職員全体への指導

② 身体拘束廃止委員会の構成員

（1）特別養護老人ホーム

ア)施設長

イ)看護職員

ウ)生活相談員

エ)介護支援専門員

オ)介護職員

（2）デイサービスセンター

ア)管理者

イ)看護職員

ウ)生活相談員

エ)介護職員

（3）グループホーム

ア) 田園施設長

イ) 管理者

ウ) 介護職員

（4）ヘルパーステーション

ア) 管理者

イ) サービス提供責任者

ウ) 介護職員

(5) ケアハウス

ア) 施設長

イ) 事務員

ウ) 生活相談員

エ) 介護職員

(6) 居宅介護支援事業所

ア) 管理者

イ) 介護支援専門員

③ 委員会の開催

- ・必要に応じ3ヶ月に1回開催します（ケアハウス・ヘルパーステーション・居宅介護支援事業所は必要時）。
- ・必要時は随時開催します。

4. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

- ・やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

<介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- (1) 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- (6) 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化検討委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクに

ついて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一次性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討、確認します。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます

② 利用者本人や家族に対しての説明

様式1をもとに身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

③ 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式2、様式3を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は5年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

④ 拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、契約者、家族に報告する。

5. 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の為の方策に関する基本方針

・身体的拘束等を行なう場合には、上記手続きに基づき利用者家族様に速やかに説明し、報告を行う事とします。

・施設内において他の職員等による不適切な手続きに依らない身体的拘束を視認等下場合、具体的な状況、時刻等を確認した上で上席者への報告を行う事。当該報告を受けた上席者は、身体的拘束を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握に努める事。身体的拘束の事実が発覚した場合には速やかに利用者及び利用者家族への報告を行うとともに所轄庁への報告並びに上記に記載する手続きに則り報告を行うこと。

6. 身体的拘束適正化に向けた各職種の役割

身体拘束の廃止のたるに、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します

(施設長)

- 1) 身体的拘束適正化検討委員会の総括管理
- 2) ケア現場における諸課題の総括責任

(医 師)

- 1) 医療行為への対応
- 2) 看護職員との連携

(看護職員)

- 1) 医師との連携
- 2) 施設における医療行為の範囲の整備
- 3) 重度化する利用者の状態観察
- 4) 記録の整備

(生活相談員・介護支援専門員)

- 1) 身体拘束廃止に向けた職員教育
- 2) 医療機関、家族との連絡調整
- 3) 家族の意向に添ったケアの確立
- 4) 施設のハード、ソフト面の改善
- 5) チームケアの確立
- 6) 記録の整備

(介護職員)

- 1) 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- 2) 利用者の尊厳を理解する
- 3) 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- 4) 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- 5) 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- 6) 記録は正確かつ丁寧に記録する

6. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修(年2回)の実施
- ② 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

7. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

・本指針は書面として備えおき、利用者又は利用者及び利用者家族からの求めに応じ、閲覧に供するものとします。

・当施設では、施設内の掲示にて公表するものとします。

8. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束等をしないサービスを提供していく為には、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分に議論し共有認識を持ち、拘束等を無くしていくように取組む必要がある。

- ・マンパワー不足を理由に安易に身体拘束を実施していないか
- ・認知症高齢者である事で安易に身体拘束をしていないか
- ・高齢者は転倒しやすい、大怪我に繋がりやすいという先入観だけで安易に身体拘束を実施していないか
- ・サービス提供の中で本当に緊急止む得ない場合にのみ身体拘束を必要と判断しているか
- ・本当に他の施策、手段はないのか

※身体拘束等に準ずる行為と感じたら、情報を公表する事が職員としての責務である。

9. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- ・本指針は書面として備えおき、利用者又は利用者家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとします。
- ・当施設では、電磁的記録としてホームページに掲載し、公表することとします。